

⑦ 特別支援学校教諭問題の解答について（注意）

1. 解答はすべて、別紙のマークシートに記入すること。
2. マークシートは、電算処理するので、折り曲げたり、汚したりしないこと。また、マーク欄はもちろん、余白にも不要なことを書かないこと。
3. 記入は、HBまたはBの鉛筆を使って、ていねいに正しく行うこと。（マークシート右上の記入方法を参照）消去は、プラスチック消しゴムで念入りに行うこと。
4. **名前の記入** 名前を記入すること。
5. **教科名の記入** 教科名に「特別支援学校教諭」と記入すること。
6. **受験番号の記入** 受験番号欄に5けたの数で記入したのち、それをマークすること。
7. **解答の記入**
 - ア. 小問の解答番号は1から45までの通し番号になっており、例えば、25番を

25

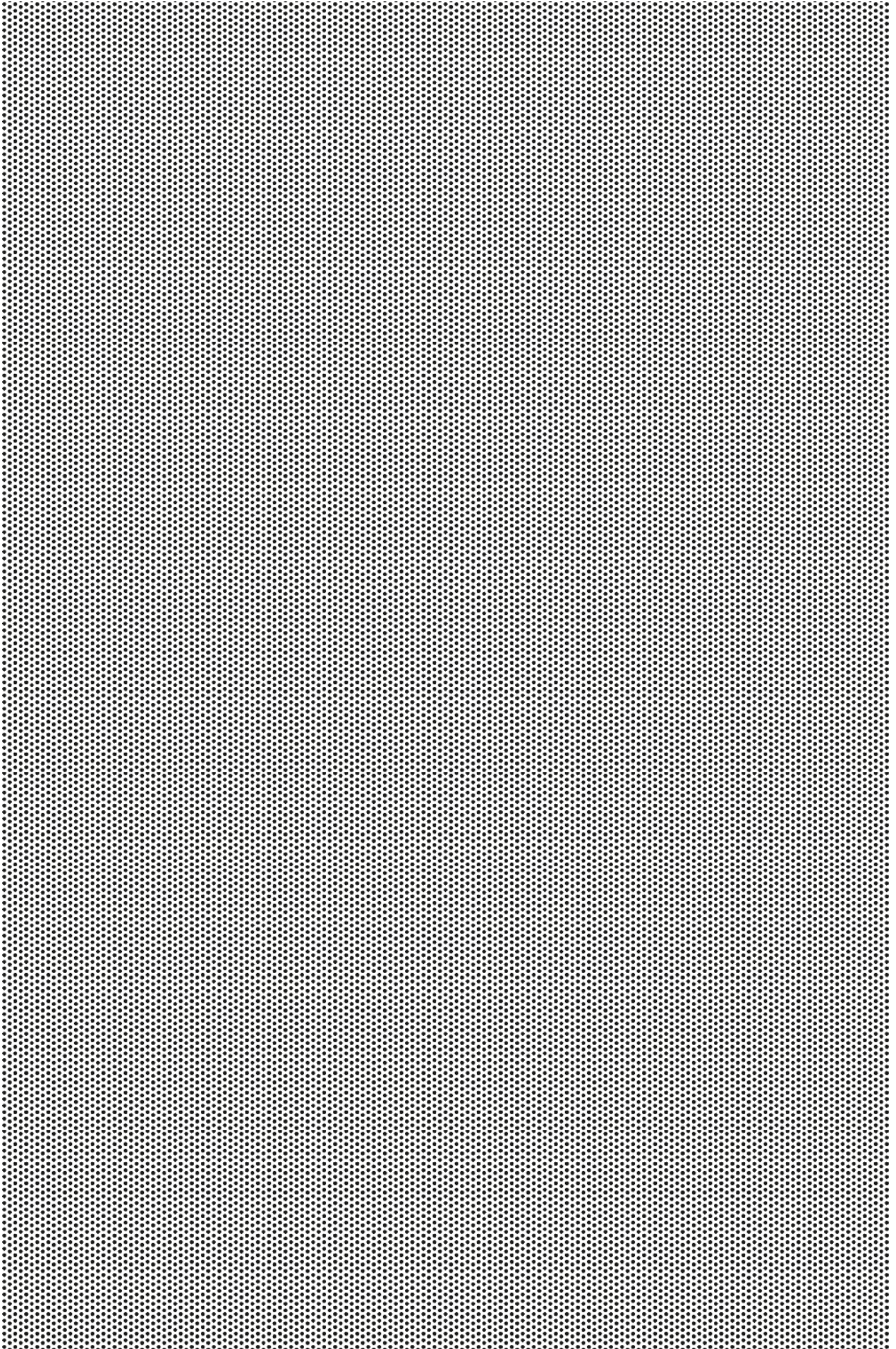
のように表示してある。
 - イ. マークシートのマーク欄は、すべて1から0まで10通りあるが、各小問の選択肢は必ずしも10通りあるとは限らないので注意すること。
 - ウ. どの小問も、選択肢には①、②、③……の番号がついている。
 - エ. 各問いに対して一つずつマークすること。

（マークシート記入例）

フリガナ	コウベケロウ	教科名	特別支援学校教諭
名 前	神戸太郎		

数字で記入……

受験番号						小問 番号	解答記入欄 1 - 25										小問 番号	解答記入欄 26 - 50										小問 番号	解 答 51			
/	2	3	4	0		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0	0	0	0	



- 【1】 次の文は、「障害者の権利に関する条約」第十九条の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

この条約の締約国は、＜略＞、次のことを確保することによるものを含む。

- (a) 障害者が、他の者との（ ア ）を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への（ イ ）を支援し、並びに地域社会からの（ ウ ）及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援を含む。）を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との（ ア ）を基礎として利用可能であり、かつ、障害者の（ エ ）に対応していること。

- ① ニーズ ② 包容 ③ 孤立 ④ 連携
⑤ 困難 ⑥ 平等 ⑦ 差別 ⑧ 貢献

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
1	2	3	4

【2】 次の文は「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（令和5年3月13日 文部科学省）の中の、「5. 特別支援学校の専門性を活かした取組等 特別支援学校のセンター的機能の充実」の記述の一部である。適切でないものを①～⑥から1つ選び、番号で答えよ。

○ 特別支援学校のセンター的機能の類型は、平成17年の中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」などでは、以下の通り整理されており、各学校においてそれぞれの取組が進められている。

- ① 小中学校等の教員への支援機能
- ② 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある児童生徒等への指導・支援機能
- ④ 関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小中学校等の教員に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある児童生徒等への検査機能

【3】 次の文は、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）「4. 新時代の特別支援教育の在り方について」の記述の一部である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

- 幼児教育段階、高等学校教育段階における特別支援教育を推進するための（ ア ）の充実に資するような方策や設置者を超えた学校間の連携を促進するための体制の在り方についても検討する必要がある。
- 障害のある児童生徒の様々な学びの場における学びの（ イ ）を高めるため、知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方について検討を進めるとともに、各教科等の（ ウ ）に向けた積極的な取組が求められる。
- 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科において育むべき資質・能力を着実に児童生徒に身に付けさせる観点から、国においては、各学校における指導の状況や学習者用デジタル教科書の在り方に係る検討の方向性に留意しつつ、（ エ ）（知的障害者用）を作成することが必要である。

- | | | | |
|-------------------|-------|--------|----------|
| ① ア インクルーシブ教育システム | イ 連続性 | ウ 授業改善 | エ 検定済教科書 |
| ② ア インクルーシブ教育システム | イ 質 | ウ 授業改善 | エ 検定済教科書 |
| ③ ア センターの機能 | イ 連続性 | ウ 授業改善 | エ 著作教科書 |
| ④ ア センターの機能 | イ 質 | ウ 環境整備 | エ 著作教科書 |
| ⑤ ア センターの機能 | イ 連続性 | ウ 環境整備 | エ 検定済教科書 |

- 【4】 次の文は、「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（4 文科初第375号 令和4年4月27日）における特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数についての記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

特別支援学級における自立活動については、小学校等学習指導要領や特別支援学校学習指導要領に、

- ・特別支援学級において実施する特別の（ ア ）については、（中略）自立活動を取り入れること
- ・学校における自立活動の指導は、（中略）自立活動の時間はもとより、学校の（ イ ）を通じて適切に行うものとする
- ・小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の（ ウ ）や特性及び心身の発達の（ エ ）等に応じて、適切に定めるものとする。

と記載されている。

- ① 状態 ② 教育活動の一部 ③ 指導 ④ 教育課程
⑤ 見立て ⑥ 教育活動全体 ⑦ 段階 ⑧ 種類

（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）
7	8	9	10

- 【5】 次の文は、「学校教育法施行規則」第百三十条の特別支援学校における各教科等の指導形態に関する規定である。下線部について適切でないものを①～⑥から1つ選び、番号で答えよ。

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第百二十六条から第百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める①各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

- 2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、②知的障害者である児童若しくは生徒又は③複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において④必要の有無に関係なく、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、⑤特別活動及び⑥自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

11

- 【6】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月 文部科学省）における知的障害のある子供の保護者への助言や支援についての記述である。下線部について適切でないものを①～⑥から1つ選び、番号で答えよ。

2～3歳以降、言語発達の遅れに保護者が気付いたり、乳幼児健康診査で言語発達が遅いことが分かったりすることを契機に、その後の児童相談所における判定や医療機関における診断により、知的障害があることが判明することが多い。また、染色体異常（ダウン症候群等）や、遺伝性疾患があることが先に診断され、①知的障害が決定されることもある。

保護者が子共に知的障害があることが分かったときの気持ちを出発点として、障害を理解することができるようになるまでの過程においては、関係者の十分な配慮、つまり②保護者の心情理解が特に必要とされる。また、保護者が子供の知的障害や発達の実態を的確に把握し、それに即した教育の方針、方法が考えられるよう配慮して、教育相談等を行いながら③個別の教育支援計画等を作成するなどして、子供の障害の状態等について総合的に判断することが大切である。

一般に、乳幼児期から青年期までの各時期を通じて、教育効果を上げるためには、④保護者や家族の適切な関わりが必要である。しかしながら、保護者は、知的障害のある子供の⑤生活習慣の身に付け方や学習の仕方などへの配慮について十分に知識や情報を得ていない場合も多い。そのため、各時期の発達の段階において、⑥学校や教育相談機関等が、子供一人一人の知的障害の状態等に即しながら、保護者や家族に情報提供し、適切な助言や支援を行っていくことが必要である。

12

- 【7】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における肢体不自由のある子供に対する特別な指導内容についての記述である。下線部について適切でないものの数を①～⑧から1つ選び、番号で答えよ。

ウ 基本的な概念の形成に関すること

肢体不自由のある子供は、身体の動きに困難があることから、特定の体験をする機会が不足したまま言葉や知識を習得していることがあり、言葉を知っていても意味の理解が不十分であったり、概念が不確かなまま用語や数字を使ったりすることがある。そのため、具体物を見る、触れる、数えるなどの活動や、実物を観察する、測るなどの思考的な活動を取り入れ、感じたことや気づいたこと、特徴などを言語化し、言葉の意味付けや言語概念、数量などの基礎的な概念の形成を段階的に図る指導内容が必要である。

- ① なし ① 1つ ② 2つ ③ 3つ ④ 4つ
⑤ 5つ ⑥ 6つ ⑦ 7つ ⑧ 全て

13

- 【8】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における病弱・身体虚弱の子供の学校や学びの場についての記述である。(ア)～(エ)にあてはまる語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

病院内の病弱・身体虚弱特別支援学級では、各教科の指導の他、健康の回復・改善等を図るための(ア)の指導も行われている。また、各教科の指導に当たっては、入院や治療のために(イ)となっている実態を把握し、必要に応じて指導内容を(ウ)して指導する、身体活動や体験的な活動を伴う学習に当たっては、(エ)などを用いて指導の効果を高めるといった配慮が求められる。

- ① 教科書 ② 経験不足 ③ 重複 ④ 学習空白
⑤ 精選 ⑥ 自立活動 ⑦ 工夫された教材・教具 ⑧ 特別活動

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
14	15	16	17

- 【9】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における視覚障害についての記述である。(ア)～(エ)にあてはまる語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

3. 視覚障害の理解

(1) 視覚障害について

① 視覚障害の概要

視覚障害とは、視機能の(ア)な低下により、学習や生活に困難がある状態をいう。視機能が低下していても、それらが何らかの方法若しくは、(イ)に回復する場合は視覚障害とはいわない。視機能には、七つの機能があり、視力(遠方、近方)や(ウ)に加え、光覚(暗順応・明順応)、色覚、屈折・調節、(エ)、両眼視(立体、遠近)がある。したがって、視覚障害とは、視力障害、(ウ)障害、色覚障害、明順応障害、暗順応障害などをいう。

- ① 視界 ② 先天的 ③ 眼球運動 ④ 永続的
⑤ 動体視力 ⑥ 短期間 ⑦ 将来的 ⑧ 視野

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
18	19	20	21

【10】 次の文は、「障害のある子供の教育的支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における聴覚障害のある子供に対する特別な指導内容に関する記述の一部である。(ア)～(エ)にあてはまる語句を①～⑩から選び、番号で答えよ。

言葉の習得は、単に名称を理解することだけでなく、人との関わりを深めることや、知識の習得や(ア)の伸長などにつながるため、子供の発達の程度に応じた段階的な言葉の指導が必要である。

人との関わりについては、子供の実態に応じて、言葉や(イ)な情報など様々な方法によって心の通い合いを図り、コミュニケーションや人との関わりに対する意欲や態度を育む必要がある。これは、その後の言葉や(ウ)の発達の基礎として特に大切なことである。

言葉を用いて知識を広げることについては、子供が習得した言葉を用いて日常生活に必要な知識を身に付けるとともに、日常のいろいろな場面で物事を考えたり、(エ)したりすることも必要である。

- ① 思考力 ② 聴覚的 ③ 運動面 ④ 行動
⑤ 視覚的 ⑥ 語彙力 ⑦ 心理面 ⑧ 社会性
⑨ 発言 ⑩ 特定

(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
22	23	24	25

【11】「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）のカリキュラム・マネジメントの充実に関する記述として、適切なものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

- ① 教育課程に関する国際的基準を踏まえ、自校の教育課程の編成、実施、評価及び改善に関する課題を明確にすること
- ② 教育課程の実施状況を評価して現状維持を図っていくこと
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
- ④ 指導形態に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと
- ⑤ 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等縦断的な視点で組み立てていくこと

26

【12】次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善についての記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句の適切な組合せを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。各教科等の（ア）に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」は、新しい知識及び技能を既にもっている知識及び技能と結び付けながら社会の中で生きて働くものとして習得したり、思考力、判断力、（イ）力等を豊かなものとしたり、社会や世界にどのように関わるかの視座を形成したりするために重要なものであり、習得・活用・（ウ）という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。

なお、各教科等の解説において示している各教科等の特質に応じた「見方・考え方」は、当該教科等における主要なものであり、「深い学び」の視点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、（エ）等に応じて柔軟に考えることが重要である。

- | | | | | |
|---|-------|------|------|--------|
| ① | ア 特質 | イ 表現 | ウ 探究 | エ 家庭生活 |
| ② | ア 横断性 | イ 想像 | ウ 探究 | エ 学習内容 |
| ③ | ア 特質 | イ 表現 | ウ 反復 | エ 学習内容 |
| ④ | ア 横断性 | イ 想像 | ウ 反復 | エ 家庭生活 |
| ⑤ | ア 特質 | イ 表現 | ウ 探究 | エ 学習内容 |

27

- 【13】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における児童生徒の調和的な発達の支援についての記述である。下線部について適切でないものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

学習や生活の基盤として、教師と児童又は生徒との信頼関係及び児童又は生徒①相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から②コミュニケーションの充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行う③ガイダンスと、個々の児童又は生徒の④多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行う⑤カウンセリングの双方により、児童又は生徒の発達を支援すること。

28

- 【14】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における教育課程の編成についての記述である。（ア）～（エ）にあてはまる語句を①～⑧から選び、番号で答えよ。

各学校においては、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、（ア）能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、（イ）能力等の学習の基盤となる（ウ）を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等（エ）的な視点から教育過程の編成を図るものとする。

- ① 横断 ② 教養 ③ 問題発見・解決 ④ 資質・能力
⑤ 教育課程 ⑥ 言語 ⑦ 総合 ⑧ 書字

（ア）	（イ）	（ウ）	（エ）
29	30	31	32

- 【15】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）の重複障害者等に関する教育課程の取り扱いに関する記述である。下線部について適切でないものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

重複障害者、①療養中の児童若しくは生徒又は障害のため②通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を③派遣して教育を行う場合について、④特に必要があるときは、実情に応じた⑤授業形態を適切に定めるものとする。

33

- 【16】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における健康の保持の「健康状態の維持・改善に関すること」についての記述である。下線部について適切なものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

② 具体的指導内容例と留意点

障害が重度で重複している幼児児童生徒の場合、健康の状態を明確に訴えることが困難なため、様々な場面で健康観察を行うことにより、変化しやすい健康状態を的確に把握することが必要である。その上で、例えば、①乾布摩擦や軽い運動を行ったり、②プールを利用して皮膚や粘膜を鍛えたりして、血行の促進や呼吸機能の向上などを図り、健康状態の維持・改善に努めることが大切である。

たんの吸引等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の場合、この項目の指導が特に必要である。その際、健康状態の詳細な観察が必要であること、指導の前後にたんの吸引等の医療的ケアが必要なこともあることから③保護者と十分連携を図って指導を進めることが大切である。

知的障害や自閉症のある幼児児童生徒の中には、運動量が少なく、結果として肥満になったり、体力低下を招いたりする者も見られる。また、④発達的な要因により不登校の状態が続き、運動量が極端に少なくなったり、食欲不振の状態になったりする場合もある。このように、障害のある幼児児童生徒の中には、障害そのものによるのではなく、⑤異なる別の要因により体力が低下する者も見られる。

34

【17】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における自立活動のコミュニケーションについての内容である。適切でないものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

- ① コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- ② 言語の受容と表出に関すること。
- ③ 言語の形成と活用に関すること。
- ④ 集団への参加の基礎に関すること。
- ⑤ 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

35

【18】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における「第7章 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い 3 他領域・教科等との関連」についての記述である。下線部について適切でないものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

自立活動の個別の指導計画の作成に当たっては、小学部・中学部においては、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と自立活動の指導内容との関連を図り、①両者が補い合って、効果的な指導が行われるようにすることが大切である。

個別の指導計画を作成する際も、②自立活動の時間における指導はもとより、学校の③教育目標を視野に入れ、効果的に指導が行われるようにする必要がある。

なお、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動にはそれぞれ④独自の目標があるので、各教科等における自立活動の指導に当たっては、それらの目標の達成を著しく損なったり、目標から逸脱したりすることのないよう留意しながら、自立活動の具体的な指導内容との関連を図るよう工夫するなど、⑤計画的、組織的に指導が行われるようにする必要がある。

36

- 【19】 次の文は、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月 文部科学省）における「第7章 自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い 6 教師の協力体制」についての記述である。下線部について適切でないものの数を①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に対応した専門的な知識や技能を有する教師を①学校全体で育成し活用できるようにする必要がある。例えば、肢体不自由教育に関する専門的な知識や技能を有する教師は、肢体不自由のある幼児児童生徒の②自立活動の指導を担当するだけでなく、他の障害のある幼児児童生徒の身体の動きに関する③個別の指導計画の作成やその実践において、専門的な知識や技能を発揮することが求められる。

また、複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に十分な対応ができるように、④教師の専門性の向上を図るための研修等を充実させる一方で、他の特別支援学校との連携協力を図り、必要に応じて、自立活動の指導についての⑤助言を依頼することなども考えられる。

- ① なし ① 1つ ② 2つ ③ 3つ ④ 4つ ⑤ 全て

37

- 【20】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月 文部科学省）における自閉症のある子供の教育的ニーズ「②自閉症のある子供に対する特別な指導内容」についての記述である。適切なものの数を①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

- (1) 身近な教師との関わりから、できる限り早い段階で、教師との安定した関係を形成する。
- (2) やりとりの方法を探りながら様々なやり方を試みる。
- (3) 嬉しい気持ちや悲しい気持ちを伝えにくい場合などには、本人の好きな活動などにおいて、感情を代弁するなどして、自分や、他者の気持ちを聴覚的に理解する。
- (4) 自分を落ち着かせることができる場所に移動して、慣れ親しんだ活動に取り組むなどして落ち着きを取り戻すような経験を積み重ねる。
- (5) 特定の動作や行動等を無理にやめさせるのではなく、本人が納得して次の活動に移ることができるように段階的に意識を切り替えていくよう指導する。

- ① なし ① 1つ ② 2つ ③ 3つ ④ 4つ ⑤ 全て

38

- 【21】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における継続的な教育相談の実施に関する記述である。下線部について適切でないものを①～⑧から3つ選び、番号で答えよ。(順不同)

都道府県及び市区町村教育委員会においては、所管する各学校における①校内委員会等の体制整備や、教育委員会による②専門家チームの派遣や③定期的な巡回相談等を通じた、各学校への支援が必要である。

また、障害のある子供は、学校に加え、放課後等デイサービス等で過ごす時間も長い場合があることから、子供の成長や課題等について④断片的に把握することができるよう、学校や教育委員会関係者が、日常的に放課後等デイサービスの⑤事業者等との連携を図ることも、⑥一時的な教育相談を行う上で有用である。

また、教育支援委員会等については、早期からの⑦教育相談や就学先決定時までの支援のみならず、子供の⑧就学後の学びの場の継続についての助言も、その役割に含まれることに留意する必要がある。

39	40	41
----	----	----

- 【22】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)の「医療的ケアの概要と実施者 第1章 医行為と医療的ケアとは」についての記述である。下線部について適切でないものを①～⑥から1つ選び、番号で答えよ。

2. 医療的ケア

「医療的ケア児及び①その家族に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「②人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で③日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、④口腔内の衛生管理、導尿、インスリン注射などの⑤医行為を指し、⑥病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。

42

【23】 次の文は、「発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック 特別支援学級編」についての記述である。下線部について適切なものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

特別支援学級が通常の学級や通級指導教室と異なる点として、個別の障害特性や①発達段階を考慮した学習と、小集団の特性を活かした学習の両方が求められる点にあります。ICTは個別の指導にも、小集団の指導にも活用することができます。

ただし、個別の指導や小集団の指導にICTを利用する際、ICTは困難さをサポートしたり、自信をつけたり、あるいは学習意欲を高めたりする際に使える便利な「道具」であることを忘れてはいけません。全てをICTにより②解決することを目指し、ICTを「今までの可能性を③大いに広げてくれる、④万全な道具」と捉え、⑤全般的に活用することが重要です。

43

【24】 次の文は、「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)における発達障害児の支援についての記述である。適切でないものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

- ① 学習障害のある子供が各教科等を学ぶ場合、障害による困難さに対する指導上の工夫や個に応じた手立てが必要となる。
- ② 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無を確認するなど、客観的に判断することが大切である。
- ③ 子供の得意なところや意欲的に取り組んでいるところ、努力しているところを把握し、肯定的な評価を意図的に行い、本人の努力や達成状況を認めていくことが大切である。
- ④ 学習障害のある子供を含め、通常の学級には多様な実態の子供が在籍していることを踏まえ、教師と子供及び子供相互のより良い人間関係を構築し、学級経営の充実を図ることが大切である。
- ⑤ 通常の学級において、安心して学習に取り組むことができるよう、学級全体又は個に応じた様々な手立てを検討し、指導が行われる必要がある。

44

- 【25】 次の文は、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」（令和5年3月 文部科学省）の「通級による指導の充実」についての記述である。下線部について適切でないものを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。

（通級による指導の意義・課題等）

通級による指導は、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習に①一部参加でき、②一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行うものである。個々の児童生徒が③自立を目指し、障害による学習又は生活上の困難を主体的に④改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の⑤調和的発達の基盤を培うことが目標となっている。

特別支援

正答・配点一覧表案

問番号 (全 45 問)	解答番号	正答	配点
【1】 ア	1	⑥	3
イ	2	②	3
ウ	3	③	3
エ	4	①	3
【2】	5	⑥	3
【3】	6	③	3
【4】 ア	7	④	2
イ	8	⑥	2
ウ	9	①	2
エ	10	⑦	2
【5】	11	④	3
【6】	12	①	3
【7】	13	③	4
【8】 ア	14	⑥	2
イ	15	④	2
ウ	16	⑤	2
エ	17	⑦	2
【9】 ア	18	④	2
イ	19	⑥	2
ウ	20	⑧	2
エ	21	③	2
【10】 ア	22	①	2
イ	23	⑤	2
ウ	24	⑧	2
エ	25	④	2
【11】	26	③	4
【12】	27	⑤	3
【13】	28	②	3
【14】 ア	29	⑥	2
イ	30	③	2

ウ	31	④	2
エ	32	①	2
【15】	33	⑤	3
【16】	34	①	3
【17】	35	④	3
【18】	36	③	3
【19】	37	⑦	4
【20】	38	②	4
【21】	39	④	3
	40	⑥	3
	41	⑧	3
【22】	42	④	3
【23】	43	①	3
【24】	44	②	3
【25】	45	①	4

} 順不同